

盛土規制法に係る手引(案)

東京都都市整備局

1 本書の目的

この手引は、東京都行政手続条例第5条第1項の規定により、宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「盛土規制法」という。）の規定に基づく盛土等の許可などの基準を定めるものです。

2 内容

この手引は、概要編、手続編、設計編、施工編及び資料編の5編で構成されます。各編は項目ごとに章立てされており、主に「例規」、「解説」、「審査基準」、「補足」、「行政指導指針」から成ります。各項目の記載内容は、以下のとおりです。

例規：関係する法律、政令、省令、条例及び規則の条文を記載しています。

解説：例規について、解釈に差異が生じないように、都における具体的な法の解釈を記載しています。

審査基準：法令に適合しているかをどのような基準で判断するかを具体的に記載しています。

補足：参考にした書籍等、補足情報を記載しています。

行政指導指針：法令によらないものの、適合することが望ましい基準を記載しています。

7.2.3 段切り

【政令】
（地盤について講ずる措置に関する技術的基準）
第七条 法第十三条第一項の政令で定める宅地造成に関する技術的基準のうち地盤について講ずる措置に関するものは、次に掲げるものとする。

例規

一 略
二 著しく傾斜している土地において盛土をする場合においては、盛土をする前の地盤と盛土とが接する面が滑り面とならないよう、段切りその他の措置を講ずること。

解説
著しく傾斜している土地に盛土をする地盤と盛土の間で滑りが生じる可能性があるため、段切りを行う必要があることを規定しています。

審査基準
図面等により、以下の措置が講じられていることを確認します。

〔段切りを行う必要がある場合〕

- 盛土をする前の地盤面(旧地盤面)の勾配が 15° (約 1:4)程度以上の傾斜地盤上に盛土を行う場合、段切りを行うこと。

〔段切り寸法・排水勾配〕

- 段切り寸法は、原則、高さ 0.5m以上、幅 1.0m以上とすること。
- 段切り面には、法尻方向に向かって 3～5%程度の排水勾配を設けること。

補足
参考：盛土等防災マニュアルの解説(盛土等防災研究会編集、初版) V-6盛土の施工上の留意事項

行政指導指針
谷地形等で地下水位が高くなる段切りを行うことが望ましい。

図 3-9 段切りの例

図 記載例

3 適用及び運用

この審査基準は、盛土規制法の規定に基づく盛土等の許可及び関連する事業に適用します。ただし、当該行為に係る関係法令に別途定めがある場合には、当該法令にも適合することが必要です。

なお、本基準の適用が困難又は不適当な場合等については、法令による技術的基準を損なわない範囲において、本基準によらないことができます。また、本基準に記載がない事項については、「盛土等防災マニュアルの解説」等、一般的に認められている他の技術的指針等を参考としてください。

4 参考・引用文献

作成中です。次回更新をお待ちください。